

# 多治見市立南姫中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年度

## 1 基本的な構え

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義

### (2) 基本理念

いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こしえて、誰に対しても起こりえるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという意識感覚を常にもち、これを放置することがないように、全教育活動を通じていじめ防止等のための対策を行う。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止のための取組

### (1) 本年度の重点

○生徒がお互いの思いや状況をよく理解し合いながら、仲間と共に向上しようとする気持ちを育てる。

○傍観者を作らず、「いじめは許されない行為である」ことを十分に感得させる。

○生徒一人一人の思いを十分に受け止めた指導に努める。

### (2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①生徒会を中心とした自治組織による価値ある活動（日常活動の充実やいじめをなくすキャンペーン等）を生徒が自主的に行うよう支援する。また、すべての教育活動において、生徒一人一人の自己有用感、自己肯定感を育むようにする。

②生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

### (3) 生徒一人一人の自己肯定感・自己有用感を高める教育活動を推進する。

①全教育活動を通して自他の生命を大切にする心を育てる。

②生徒が他者と関わる表現力を培う。

③人とのつながりを大切にした体験活動を推進する。

④生徒の自尊感情を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめ防止のために、保護者及び生徒に啓発活動を行う。

### (5) 職員の学級経営力向上及び人権感覚を高めるための研修を行う。

## (6) 対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ⑤年間5回（内2回は外部専門家を含む）開催する。事案発生時は緊急開催とする。
- ⑥構成員（◎は本会議の主務を担当する）

校長、教頭、◎生徒指導主事、学年主任、教育相談担当（養護教諭）

※必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

※回数に関してはその年の状況に応じて変更する場合がある。

## 3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1) 「いじめはどの学校どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化も見付ける。（登下校指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装生徒相互の関係性、持ち物等の変化）
- (2) 変化がある生徒が見付かった場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、情報の共有を図り組織的に対応する。
- (3) 生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
  - ・ アンケート調査 年間6回以上（市・県の行うアンケートがある月は兼ねる）
- (4) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談担当者を定め、生徒及び保護者に明示する。
  - ・ スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）
  - ・ いじめ相談窓口の設置
  - ・ 市教育相談室等関係機関の相談窓口を併せて紹介する。
- (5) 「青少年まちづくり市民会議」や「学校運営協議会」などで、地域と連携をはかる。

## 4 いじめ問題発生時の対応

- (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

### 【組織対応】

- ・ いじめを察知した場合は、他の業務に優先して、即日「いじめ防止対策委員会」を開催し、すみやかに事実の有無の確認（いつ、どこで、誰が、何を、そのように）等、必要な措置を講ずる。

## 【対応の重点】

- ・ いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに、事案に応じて必要な場合は多治見市教育委員会に報告する。
- ・ いじめを受けた生徒等の気持ちを最優先に考え、けんかやふざけ合いでも、背景にある事情の調査を丁寧に行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともに、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援といじめを行った生徒に対しても支援及び心のケアを、その保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・ 保護者との連携の下、いじめた生徒が自分の行為を振り返る中で「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・ いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携して生徒を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・ 対象生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が、3カ月以上停止していることなおかつ対象生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることをもって、いじめが解消されたと判断する。
- ・ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている、又は、その疑いのあるいじめ事案や、いじめを受けた生徒又は保護者のいじめを行った生徒に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案に対して、直ちに警察も相談・通報を行い、適切に援助を求め、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

## (2)重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（不登校の定義をふまえ30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある、また子どもや保護者からのいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- ・ 重大事態が発生した旨を、速やかに多治見市教育委員会に報告する。
- ・ 同種の事態発生を防止に資するため、多治見市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について多治見市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## 5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめの早期発見に関すること。
- ・いじめ対応及び再発防止に関すること。

## 6 個人情報の取り扱い

個人調査（アンケート等）について

アンケートの質問票の原本等の一次資料やアンケートや聴取の結果を記録した文書などの二次資料は、保存期間を5年とする。

## 7 「学校いじめ防止基本方針」の開示等

「学校いじめ防止基本方針」は、以下のように開示し、生徒、保護者、関係諸機関に周知を図る。

- ・学校のホームページに掲載する。
- ・入学時・各学年開始時に、生徒、保護者、関係機関に周知する。

P T A総会、懇談会、全校集会、学年集会等

平成26年4月1日策定

平成28年2月1日改訂

平成30年4月1日改訂

令和2年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和8年4月1日改訂